

# 奈良市民走ろう会 規約

## 第1条(名称)

本会は「奈良市民走ろう会」と称する。

## 第2条(主旨・目的)

本会は走ることを楽しみ、走ることを通して健康の増進と体力作りを目指し、併せて会員相互の親睦を図る。

## 第3条(組織)

本会の主旨・目的に賛同する同好のランナーをもって組織する。

## 第4条〔事業〕

本会は第2条の目的を達成するために、次の事業活動を行う。

- (1) 定期練習会(月例会)の開催
- (2) 自主トレーニングの開催
- (3) ランニングの指導奨励及び情報の交換
- (4) 平城京新春マラソン大会の開催
- (5) 行政または関係団体が実施する行事への参加と協力
- (6) その他本会の目的達成に必要な活動の実施

## 第5条(会員)

- (1) 会員は所定の会費を納める。
- (2) 会員は第4条の事業に努めて参加するものとする。

## 第6条(役員)

本会に次の役員をおく。

- |                |     |                   |
|----------------|-----|-------------------|
| (1) 名誉会長       | 1名  | (6) 会計部長及び副部長     |
| (2) 会長         | 1名  | (7) トレーニング部長及び副部長 |
| (3) 副会長        | 若干名 |                   |
| (4) 事務局長・副事務局長 |     |                   |
| (5) 監査役        | 若干名 |                   |

## 第7条(役員を選出)

第6条の役員は、総会の承認を得て決める。

## 第8条(役員任期)

役員任期は2年とし再任は妨げない。  
但し、役員が任期途中で退任する場合は、役員会で承認を得る。  
退任に伴う欠員補充の役員は役員会で選出する。  
また、補充役員任期は前任者の残任期間とする。

## 第9条(役員任務)

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時は会務を統括する。
- (3) 監査役は会の運営を管理監督する。
- (4) 名誉会長は、会長の要請に応じ助言を行う。
- (5) 役員は役員会に出席し、会務を審議し処理する。
- (6) 会計は会の経理をつかさどる。
- (7) 事務局は総務全般業務、会情報の収集・記録・発信業務を行う。
- (8) トレーニング部は事業年度方針の計画に基づき、事業を推進する。

## 第10条(会計監査)

会計監査は会計業務の適正処理を管理監督する。

## 第11条(名誉顧問・顧問及び相談役)

- (1) 名誉顧問・顧問及び相談役は会長が推薦し、役員会の同意を得るものとする。
- (2) 名誉顧問・顧問及び相談役は重要会務につき、会長の諮問に応じる。

## 第12条(役員会)

役員会は本会の運営機関とし、第6条の役員をもって構成し事業に必要な事項を審議する。

- (1) 役員会は必要に応じて会長もしくは副会長がこれを招集する。
- (2) 役員会は構成員の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 役員会は本会の事業計画、事業報告、会計決算、その他重要事項を審議する。

## 第13条(総会)

本会の総会は会員の過半数の出席をもって成立とし、年1回開催する。  
但し、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催する事が出来る。

## 第14条(会計)

本会の事業運営費は、次のものをもってこれに当てる。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

## 第15条(会費)

本会の会費は次の通りとする。

- (1) 会費は、年5,000円とする。  
但し、家族で入会の場合は、年1人4,000円とする。
- (2) 中学生、高学生の会費は年1000円とする。  
但し、保護者が会員の場合は、保護者は4000円、中・高生は1000円とする。
- (3) 途中入会については、中学生、高校生はその年度の残月数×100円、  
一般会員は×500円とする。
- (4) 既納の会費は返還しない。

## 第16条(安全管理マニュアル)

会員は、「奈良市民走ろう会 安全管理マニュアル」を遵守して例会などに参加する。

## 第17条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第18条(新春マラソン大会の役員)

本大会の実行委員は、役割に応じて別途定める。

## 第19条(規約の施行及び改正)

- (1) 規約の施行については、必要な事項は役員会で別に定める。
- (2) 規約の改正は、役員会で審議し総会にはかり決定する。
- (3) 具体的な運営細則については、別に定める。

(付則) この規約は昭和51年3月1日に始まる。

昭和54年	4月22日	一部改正
昭和57年	4月4日	一部改正
昭和58年	4月24日	一部改正
昭和61年	4月20日	一部改正
平成6年	4月17日	一部改正
平成8年	4月21日	一部改正
平成10年	4月19日	一部改正
平成12年	4月16日	一部改正
平成15年	4月20日	一部改正
平成18年	4月16日	一部改正
平成19年	4月15日	一部改正
平成20年	4月20日	一部改正
平成22年	4月18日	一部改正
平成24年	4月15日	一部改正
平成26年	4月13日	一部改正
平成28年	4月10日	一部改正